

## 第2章 内政

### 1 憲法

韓国の憲法は前文及び 130 の条項と 6 つの附則で構成され、総則、国民の権利と義務、国会、政府、法院（裁判所）、憲法裁判所、選挙管理、地方自治、経済、憲法改正の 10 章に分かれており、国民に対する支配、権力の分立、南北間の平和民主的な統一、国際平和と協力、法による支配、国民の福祉増進に対する責務を基本原則としている。

憲法第 10 条で「全ての国民は人間としての尊厳及び価値を有し、幸福を追求する権利を有する。国は、個人の有する不可侵の基本的人権を確認し、これを保障する義務を負う。」として基本的人権を保障している。この中には法の下での平等、身体的自由、迅速で公正な裁判を受ける権利、居住及び移転の自由、職業選択の自由、私生活の自由、宗教と良心の自由、表現及び結社の自由、選挙及び公務担任権のような政治過程への参与権が含まれている。さらに、教育を受ける権利、勤労の権利、自主的な団結権、団体交渉及び団体行動権、健康で快適な環境下で生活する権利等の様々な社会的権利も保障している。

また憲法では、国民の基本的な義務として、納税の義務、勤労の義務、国防の義務を規定している。

現行の憲法で注目すべきことは、憲法秩序を守り国民の基本的自由と権利を保護するために、憲法裁判所を設立したことである。憲法裁判所は、独立機関として、①法律の違憲性の審判 ②大統領、国務総理、裁判官に対する弾劾の審判 ③政党の解散の審判 ④国家機関相互間・国家機関と地方自治体及び地方自治体相互間の権限争議に関する審判 ⑤憲法訴願審判の 5 つの審判権限を持つ。

さらに憲法には、国家は国民の財産権を保障し、個人及び企業の経済上の自由及び創意を尊重すると明記し、自由市場経済を前提としている。また、国はバランスの取れた国民経済の成長及び安定、経済民主化のために経済に関する規制及び調整を行うことができるとしている。

憲法改正は他の法律と異なり、特別な手続きを必要とする。まず、大統領又は国会議員の過半数の発議によって提案される。大統領がこの憲法改正案を公告した後、国会の議決において出席議員の 3 分の 2 の賛成を得なければならず、さらに国民投票で有権者の過半数の投票と投票者の過半数の賛成を得なければならない。

〈図表 2-1〉 憲法改正年表

時 代	制・改正日
第 1 共和国	制定：1948. 7. 12（公布 7. 17）
	1 次改正：1952. 7. 7
	2 次改正：1954. 11. 29
第 2 共和国	3 次改正：1960. 6. 15
	4 次改正：1960. 11. 29
第 3 共和国	5 次改正：1962. 12. 26
	6 次改正：1969. 10. 21
第 4 共和国	7 次改正：1972. 12. 27
第 5 共和国	8 次改正：1980. 10. 27
第 6 共和国	9 次改正：1987. 10. 29

## 2 政 治

- (1) 経 緯：大韓民国建国後、韓国の政治は激しい変動を経てきた。朴大統領以来、長く軍事政権が続き、90年代に入りようやく民主化が回復し今に至っている。
- (2) 政 党：ハンナラ党（与党）、統合民主党、自由先進党、親朴連帯、民主労働党、創造韓国党、他。
- (3) 地域感情対立：韓国南部を東西に分ける全羅道と慶尚道は昔から地域対立が激しく、政治にも大きな影響を及ぼしている。与党は慶尚道、野党は全羅道にそれぞれ強固な支持基盤があり、地方政治においては知事や議会が一方に偏るなどの構造を呈している。現在、是正に向けての様々な努力がなされている。

なお、2007年12月の大統領選挙では李明博候補は全羅道で9%前後得票し、慶尚道候補としてはこれまでで一番多くの票を獲得した。

## 3 国 会

### (1) 構 成

- ・単院制
- ・299名の国会議員（地域区243名、全国区比例代表56名）から成り、任期は4年。（過半数は150）
- ・定期会は毎年1回、9月1日に開会され、会期は100日。臨時会は大統領または国会在籍議員の1/4以上の要求で開会され、会期は30日以内。

### (2) 権 限：①立法に関する権限

- ②財政に関する権限（予算の審議確定権など）
- ③一般国務に関する権限（弾劾訴追権など）
- ④国会の自立権

## 4 政府

### (1) 大統領

大韓民国の大統領は行政府の首長であると同時に、国家の元首で外国に対して国家を代表する。大統領は国民の普通、平等、直接及び秘密選挙によって選出される。大統領の任期は5年で、再任はできない。この再任不可の規制は、長期にわたって政治の実権を握ることができないようにするためのものである。大統領が死亡等の理由によって空席になった場合、国務総理若しくは法律で定められた国務委員の順にその権限を代行するようになっている。

大統領は行政府の機能と関連して最高の権限を持っている。現行の大統領制は主に次の6つの役割を担う。まず、第一に、大統領は国家の元首として、国家組織及び外交関係において国家を代表する。大統領は外交使節を接受し、勲章その他の栄典を授与することができ、国家的行事を主管し、赦免権を持っている。大統領は国家の独立、領土の保全、国家の継続性及び憲法を守護する義務を負うだけでなく、祖国の平和的な統一のために誠実な義務を負うとしている。

第二に、大統領は行政府の首長として立法府で制定された法を施行し、法律施行のために命令と規則を定めることができる。さらに、大統領は特定の事柄に対して諮問機関に諮問を求めることができる。その諮問機関として、国家安全保障会議、国家科学技術諮問会議等がある。また、国務総理と行政各部の長官を含む公務員を任命する権限を持っている。

第三に、大統領は国軍の統帥権を持っている。大統領は宣戦布告をはじめ、軍事政策に関する全般的な権限を有している。

第四に、大統領は全国規模の組織を持つ与党の代表である。大統領は、時には党の推薦を受けて、行政府の高位公務員を任命することができる。

第五に、大統領は外交関係や外国との関係において重要な基本政策を決定する。条約の締結、大使の派遣、外交使節の接受・派遣、講和を行うことができる。

最後に、大統領は国の主な政策と法律の立案者である。大統領は法律案を国会に提出することができる。また、国会に出席して発言又は書簡で意見を提示することができる。大統領は国会を解散させることはできないが、国会は憲法で定められている弾劾訴追を行うことで、大統領の責任を追及することができる。

※ 青瓦台（大統領府）：国家の基本計画、国政上の重要政策に携わる。

### ①大統領選挙制度の概要

選挙権	満 19 歳以上の韓国民(選挙日当日基準)	
被選挙権	満 40 歳以上の韓国民 (選挙日基準 5 年以上国内居住者)	
立候補の要件	政党から立候補する場合	政党による推薦
	無所属で立候補する場合	5 箇所以上の広域自治団体(※)から各 500 人以上ずつ、2,500 人以上～5,000 人以下の選挙権者の推薦
選挙方式	選挙権者による直接投票	
寄託金	5 億ウォン	

(※) 広域自治団体 日本の都道府県に相当。ソウル特別市、釜山広域市、大邱広域市、仁川広域市、光州広域市、大田広域市、蔚山広域市、京畿道、江原道、忠清北道、忠清南道、全羅北道、全羅南道、慶尚北道、慶尚南道、済州特別自治道の 16 団体を指す。

### ②選挙法

2007年12月に実施された第17代大統領選挙で変わった選挙法の主な内容は次のとおり。

- ・ 選挙権が 20 歳から 19 歳に引き下げられたこと。
- ・ 予備登録制度が新設されたこと。
- ・ インターネット、マスコミの掲示版・チャットなどで候補者に対する支持・反対の文書を掲示する場合に実名の確認の手続きが必要であること。
- ・ 選挙日 6 日前から世論調査の結果を公表することを禁じること。

### ③歴代の大統領

1. 李承晩 (イ・スンマン) 大統領 (初代～第 3 代) (在任 1948 年～1960 年)
2. 尹潽善 (ユン・ボソン) 大統領 (第 4 代) (在任 1960 年～1962 年)
3. 朴正熙 (パク・チョンヒ) 大統領 (第 5 代～第 9 代) (在任 1963 年～1979 年)
4. 崔圭夏 (チェ・ギョハ) 大統領 (第 10 代) (在任 1979 年～1980 年)
5. 全斗煥 (チョン・ドファン) 大統領 (第 11 代～第 12 代) (在任 1980 年～1988 年)
6. 盧泰愚 (ノ・テウ) 大統領 (第 13 代) (在任 1988 年～1993 年)
7. 金泳三 (キム・ヨンサム) 大統領 (第 14 代) (在任 1993 年～1998 年)
8. 金大中 (キム・デジュン) 大統領 (第 15 代) (在任 1998 年～2003 年)
9. 盧武鉉 (ノ・ムヒョン) 大統領 (第 16 代) (在任 2003 年～2008 年)
10. 李明博 (イ・ミョンバク) 大統領 (第 17 代) (在任 2008 年 2 月 25 日～)

### ④第 17 代李明博大統領

2008 年 2 月 25 日、第 17 代大統領就任式が執り行われ、李明博政府が誕生した。

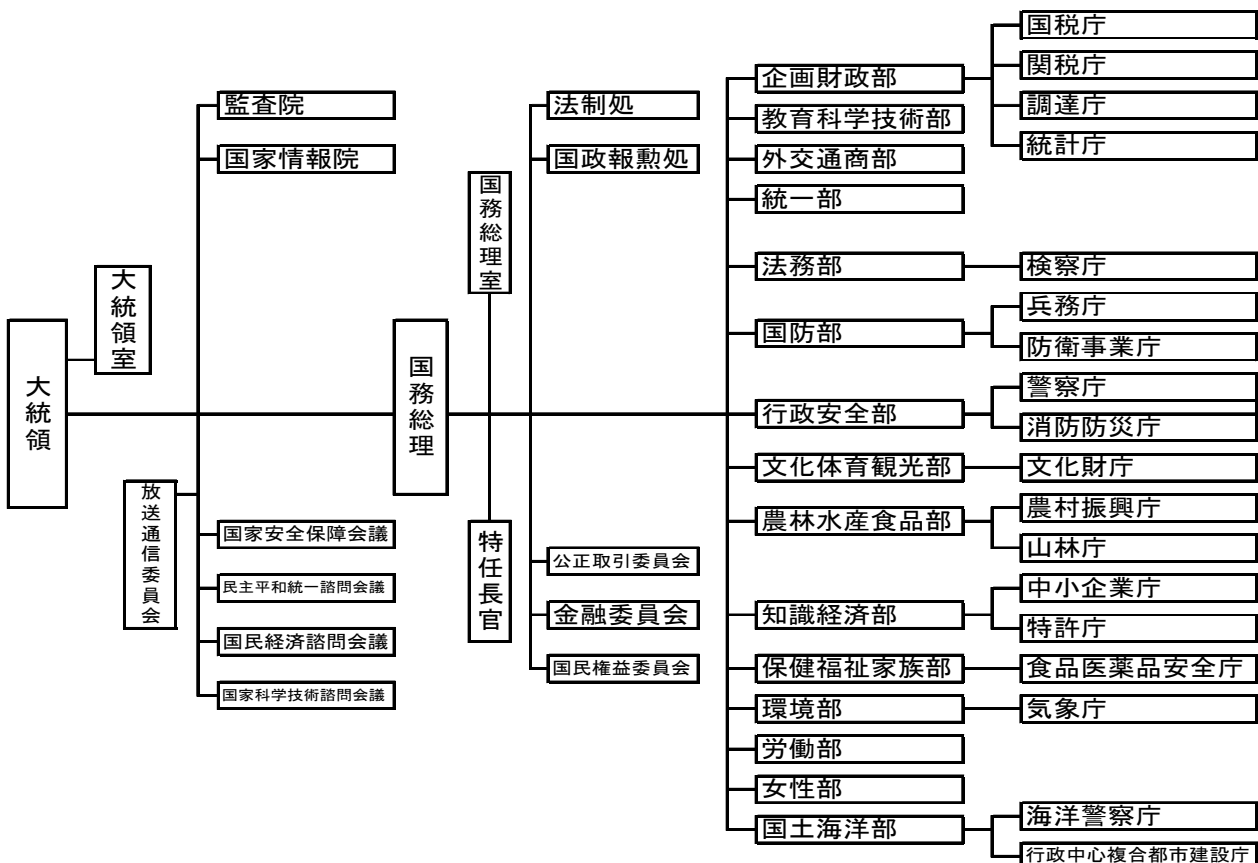
李明博政府は、5 大政指標、21 大政戦略目標、193 大政課題を次のとおり発表した。

1. 活気に満ちた市場経済  
(投資環境インフラ改善、ゼロベース規制改革、新成長原動力確保、サービス産業先進化、職場創出)
2. 人材大国  
(需要者中心の教育競争力強化、核心人材養成と科学韓国建設、生涯学習の活性化)
3. 成熟した世界国家  
(新しい平和構造創出、実用的同上外交・能動的開放、世界に出る先進安保、親環境経済・エネルギー構造、美しい暮らしと創意文化)
4. 能動的福祉  
(生涯福祉基盤用意、予防・統合型福祉、市場機能を活用した庶民生活安定、社会的危険から安全な社会)
5. 仕える政府  
(予算節減と公共機関革新、国民の味方ワンストップサービス、創造的広域発展と実質的的地方分権)

⑤新政府組織

李明博政府の新内閣は、15部2処18庁で構成されることとなった。

〈図表 2-2〉 組織図



## 5 司法

### (1) 法院（裁判所）

法官（判事）により構成。大法院（最高裁）、高等法院（第二審）、地方法院、家庭法院、特許法院、行政法院（1998. 3. 1 設置）の6種類がある。この他に軍事法院（軍事裁判を管轄）を置くことができる。

### (2) 憲法裁判所

法律の違憲審査、弾劾裁判などを管轄。1988. 9. 1 設置。

裁判官は、大法院推薦が3名、大統領推薦が3名、国会推薦が3名の計9名で構成される。

2004年3月12日に憲政史上初めて大統領の弾劾追訴案が第12回国会で可決された。これを受けて憲法裁判所は約2ヶ月間にわたる審理を経て、同年5月14日、棄却を決定した。

また、同年7月12日、新行政首都建設特別法の違憲判決を求める憲法訴願が提訴されたが、10月21日、同法は違憲であるとの判決を下した。